

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献(施策名) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

1 主な施策の取組状況及び評価

女子差別撤廃条約等の積極的遵守

- ・ 女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・第 5 回報告に対する委員会最終見解を踏まえて第 6 回報告を作成する際には、直接意見聴取の場を設けたり、インターネットホームページを通じて、国民から幅広い意見を募集した。また、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、報告に盛り込むべき点などについて行われた議論、提言を受け、第 6 回報告を取りまとめた。(2008 年 4 月国連に提出)
- ・ 第 6 回報告審議に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答の取りまとめを行った。(2009 年 4 月提出)
- ・ 女子差別撤廃委員会第 44 会期において、我が国の女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告が審議され、南野知恵子参議院議員を政府代表に、内閣府、外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省等よりなる総勢 20 名の政府代表団が出席し、約 5 時間にわたる審議に対応した。(2009 年 7 月)
- ・ 第 6 回報告に対する委員会の最終見解の内容を周知するために、関係省庁、都道府県・政令指定都市、国会関係先、裁判所に最終見解を配布し、本条約への理解や一層の男女共同参画推進に向けた施策の取組等を依頼した。また、基本問題・計画専門調査会において最終見解の内容について報告を行った。(2009 年 9 月)
- ・ 男女共同参画推進連携会議「聞く会」において、NGO 等を含む一般の方々に対して、第 6 回報告審議の様相及び委員会からの最終見解を報告、周知した。(2009 年 9 月)
- ・ 第 6 回報告や同報告に対する委員会の最終見解等について、和文仮訳を英語の原文と併せてホームページに掲載、広報誌での紹介等一般への広報・周知に努めている。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 我が国の報告に対する最終見解に初めて付加された 2 年以内のフォローアップ項目について、関係省庁と十分に検討の上、対応する。
- ・ 女子差別撤廃委員会最終見解については、具体の結論を得たものについて新たな男女共同参画基本計画に盛り込む。
- ・ 女子差別撤廃条約に関して国内への更なる周知を図るため、あらゆる機会をとらえて広報に努める。

3 参考データ、関連政策評価等